

震災に便乗した悪質商法にご注意!!

震災に便乗した悪質商法に関する相談が、県内の消費生活センター等に寄せられています。特に、住宅工事に関係するトラブルについての相談が多く、雨が多くなるこれからの季節は、消費者の住宅屋根に対する不安な気持ちをおおき、屋根工事等の契約を迫る悪質商法被害が増加することも考えられます。ご注意ください。

相談事例1

昨日、銀行名で夫あてに「震災で何か住宅の修繕箇所はありますか。被害があればお金を出します」という電話がかかってきた。屋根がずれたことや、母が所有している店舗の壁にひびが入ったことを話してしまった。その後、不審に思い銀行に問い合わせるといって電話の相手はすぐに電話を切った。今後、リフォーム等の勧誘電話が心配だ。

適切な対応

まったく関係のない公的機関や、金融機関等を装って信用させ、補助金が出るので工事をした方がよいなどと嘘をついて、実際には必要のない契約を迫る悪質商法の手口があります。業者の話を鵜のみにせず、補助制度の内容については、必ず関係機関に問い合わせ確認しましょう。

相談事例2

新築時に屋根工事をした業者だと名乗り震災後の無料点検に行くとの電話があり、承諾したが断りたい。連絡先が不明で困っている。新築した業者に問い合わせたら嘘だと分かり不審に思っているため点検に来てほしくない。

適切な対応

「無料点検」と称して自宅に上がり込み、「早く修理しないと大変なことになる」等と言って不安をおおって、まったく必要のない高額な契約を勧める悪質商法と考えられます。必要のない場合ははっきりと断りましょう。また、業者の説明に不審な点があれば、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

相談事例3

震災後、他県から出張に来ているという瓦業者が訪問してきた。震災で瓦がほとんど落ちてしまったが、すでに別の業者に工事を依頼しているため断ったが、「地元の業者は工事が3年待ちになる。」「忙しいため手抜き工事になる」と言われ、契約するようしつこく勧誘に来る。

適切な対応

特定商取引法では、一度契約を断った消費者に対し再び同じ契約を勧誘することは禁止されています。必要のない場合はその旨を業者にはっきりと伝え、断りましょう。なお、断っても業者の勧誘が続く場合は、消費生活センターに相談しましょう。



笠間市消費生活センター

電話：0296-77-1313（直通）
休日：土・日曜日、祝日、年末年始

受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時
場所：笠間市役所 本所1階（市民活動課内）

創業300年の歴史ある
畳屋で修業してきました



畳工房ニタイラ H22年1月
オープン!!

- ・畳表替え…………… 3,900円～
- ・襖張替え…………… 2,800円～
- ・障子張替え(大) 1,780円～
- ・アミ戸張替え(大) 2,100円～

暑くなってきましたね。
襖を変えて気分スッキリ!!

見 積 り 無 料

すべて国産品!!
変わった表も多数
取り揃えております。

襖
張り替え
10%OFF

笠間商品券使えます

笠間市小原1216 TEL.0296-77-7845